

平成 22 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成 23 年 8 月 25 日
国立大学法人熊本大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 22 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の調達、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O 事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、自動車の購入及び賃貸借に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

平成 22 年度においては、1 台の自動車を購入した。購入においては、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

なお、①電気の調達、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O 事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の環境配慮契約については該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 教職員に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう努めた。